

2018年2月7日

森脇 久紀

1 奨学金の返済支援を

まず、奨学金制度の充実について質問します。

奨学金というのは、ご承知のとおり、高校生や大学生の学びを経済的に応援する制度です。ところが昨今、奨学金を借りたために、社会に出たとたんに返済に追われ苦しめられる事態がおこっています。このような事態がおこる背景には、大学の学費が年々高くなっていること、利子が付く奨学金を受けている人が無利子の奨学金を受けている人の約2倍にもものぼること、親の収入が減り学生への仕送りが激減し、アルバイトや奨学金が欠かせなくなっていること、正社員で就職しても給料が安く、年数が経ってもあまり上がらない厳しい雇用環境にあることなどがあげられます。

これらは決して個人の責任ではありません。日本の未来の宝である若者を支えることができない社会になってしまっている、まさに危機的な事態と言わなければなりません。

質問は2点です。

1点は、高校生を対象とした奨学金についてです。岡山県高等学校教職員組合は9年前から、募金を集め、経済的に厳しい生徒に奨学資金を給付するとりくみをおこなっています。昨年は県立高校と特別支援学校の高等部30校から50人の応募があったとうかがいました。授業料の無償化や修学支援制度ができたとはいえ、家計の負担は厳しいというのが実態だと思います。ぜひ県の制度としても、高校生の修学を応援する給付制奨学金を創設していただきたく思いますがいかがでしょうか。

もう1つは、奨学金返還支援制度の創設についてです。この制度は一定期間の県内就職と定住を条件に、奨学金返済の一部を支援するというもので、2017年5月時点では24県で実施されています。若者のUターン、Iターンを促進する施策としても効果を生むことはまちがいありません。あわせて知事にうかがいます。

2 正規教員の増員を

教員の多忙化、講師比率の増加などの解決が大きな教育課題のひとつとなっています。県では、計画的に正規教員を増やすこととあわせ、教師業務アシスタントや部活動支援員を配置するなど、教員の負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保しようと努力されていることはやむを得ない措置としては理解できます。

しかし、抜本的には正規教員をきちんと確保することが必要です。一昨年の11月議会で私は、講師経験者を通常の採用試験とは別枠で採用するよう求めましたが、大学新卒者との平等という面から難しいとの答弁でした。正規教員を確保するために、通常の採用試験で採用枠を増やすことこ

そ、これまで受験した新卒者との不平等が生じるし、質の確保という点からも不安が大きくなると思います。

これまで常勤講師などとして現場で経験を積まれている方は、教員の質という点では、正規の先生に劣るものではないからこそ数年にわたって採用しているものと思いますので、質の確保という点では問題ないと思いますし、現在講師をされている方は、様々な事情で教員の採用枠が少なかった時代に採用試験を受けた方も多いと思いますので、その時点で不平等な扱いを受けていたと言えるのではないのでしょうか。正規比率の改善のためには、一定人数の採用を増やす以外に方法はないのですから、一定の条件を満たす講師経験者を正規教員として別枠で採用することを検討するべきだと考えますがいかがでしょうか。教育長に伺います。

3 夜間中学準備の取り組みを

次に夜間中学の設置について質問します。

昨年の11月議会で「岡山県としても夜間中学の設置を」というわが党・氏平議員の質問に対し、教育長は「夜間中学の設置も視野に入れながら、まずは個々のニーズに応じた実質的な学び直しの場を提供できるよう、関係機関等と協議しながら取り組んでまいりたい」と答弁されました。県として、夜間中学の設置に向けて大きく踏み出されるよう、大いに期待しているところです。

先日、岡山市内でおこなわれている自主夜間中学の授業の様子を見学させていただきました。この日の生徒は3人でしたが、非常に良い雰囲気で一生涯懸命勉強にとりくまれていました。少し前に山陽新聞で紹介されたためでしょうか、私たちの他にも多くの地方議員の方々、国会議員の方も見学にこられていました。関心は高まっていると思います。

さて、今年度の予算では、「中学校夜間学級調査研究事業」として予算が計上されていましたが、来年度の要求では夜間中学関連の予算は見えません。国では、夜間中学新設準備に係る調査研究として「ニーズ把握や設置に向けた準備のあり方を都道府県又は市町村において検証」のための予算案が計上されており、県としても予算を確保し、さらに踏み込んだとりくみをおこなうべきではないのでしょうか。教育長にうかがいます。

4 国保料の激変緩和を

次は、国民健康保険制度についてうかがいます。

来年度から県を単位とした国民健康保険制度が始まります。多くの県民は、収入が増えないのに、税や社会保障、医療や介護など負担ばかりが増え、生活がますます厳しくなっています。新しい国保制度によって保険料負担がどうなるかが、県民の関心事になっています。従来の保険料に比べて、大きく負担が増えないように、県としても様々な検討をされてきたところと思います。

もともと国保は低所得の方々が多数を占めており、重い負担を課すことは、国保料が払えず病院にかかれぬ、その結果命を落とす事態が広がりかねません。負担軽減をはかるため、国保に対し、県としても法定外の財政支援をおこなうべきではないのでしょうか。知事にうかがいます。

5 安心して老後が送れる介護制度へ

次に、介護保険制度についてうかがいます。

昨年おこなわれた介護保険法の「改正」では、「自立支援の強化」、「共生型サービスの創設」、「自己負担3割の導入」などが盛り込まれました。さらに要支援者のサービス選択の制限とサービスからの「卒業」なども、県民の不安を大きくしています。新総合事業など新しい制度への移行がすでにはじまっていますが、必要な介護が受けられず引きこもってしまっていたり、家族の負担が大きくなっていたり、さらには認知症のある方が介護からはじき出されるなどのことは絶対あってはなりません。利用者や介護施設の実態を掌握するために、県として予算を確保し調査をおこなう必要があるのではないのでしょうか。

そもそも介護保険制度は「家族中心の介護から社会全体で支える制度に」を趣旨としてつくられました。これまでも「良くなっていると思えないのに介護度が低くなった」「要介護だったのが要支援になった」「2割負担になり、利用を制限した」などの声を聞きます。「住み慣れた地域で暮らし続ける制度」とのうたい文句ですが、「家族介護への逆戻り」という流れになりはしないかと心配せざるを得ません。今回の制度「改正」により、利用料負担が増えた方のサービス利用の状況、「多様なサービス」等に移行した利用者と家族の状況、サービスから「卒業」した方と家族の状況について、追跡調査をおこない、その結果と評価を公表することを求めますがいかがでしょうか。

介護事業所では、2015年の報酬改定によって「経営が厳しくなった」との声があがっています。新総合事業の対象となる訪問介護や通所介護の事業所では、要支援や軽度の要介護の利用者が引き続きサービスを利用できるかどうか、新総合事業を実施すればさらに報酬が下がり経営が成り立たなくなってしまうのではないかなど不安の声もききます。職員の給与についても、低いままで厳しい状況が続いています。安心して老後を送れる介護制度にするためには、事業所の経営安定と職員の処遇改善は欠かせません。介護現場の実態についてもくわしく調査し、今後とりくむべき課題を明確にする必要があるのではないのでしょうか。

以上、併せて保健福祉部長にうかがいます。

(知事答弁)

日本共産党森協議員の質問にお答えいたします。

まず、奨学金制度の充実についてのご質問であります。高校生に対しては、国の奨学のための給付金制度があり、県育英会の奨学金にも返還猶予等の措置もあることから、お話の制度の創設は考えていないところであります。

また、大学卒業者については、東京などからのUターン就職に取り組む中小企業に対し、奨学金の返還助成への支援を検討してまいりたいと存じます。

(教育長答弁)

まず、正規教員の採用についてであります。お話の講師経験者に対する別枠での採用は、大学

新卒者等との公平性の観点から困難ではありますが、前年度の一時試験合格者のうち、一定の条件を満たす講師経験者には、一次試験を免除するなど配慮をしております。

教員採用試験については、これまでも年齢制限の撤廃や地域枠の設定など、様々な見直しを行ってきたところであり、引き続き、幅広い優秀な人材の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、夜間中学の設置についてであります。これまで調査研究委員会で、国の事業も活用し、ニーズ調査や先進地視察等を行ってまいりました。

この調査等を踏まえ、県教委としては、夜間中学の設置を視野に入れながらも、まずは学び直しの場の提供が必要との方向性を得たところであります。

このため、来年度の予算要求は行っておりませんが、学び直しの取組を行っている市町村や自主夜間中学等での実施状況等を把握し、具体的な連携について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

(知事答弁)

最後に、国民健康保険制度についてのご質問であります。平成 30 年度からの新たな制度においては、国保事業に国から交付される公費が拡充され、引き続き法で規定された県費が投入されることとなっており、県独自の財政支援は考えていないところであります。

なお、今後も医療費の増加が見込まれることから、財政基盤の安定化のための支援について、全国知事会を通じ、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

介護保険制度についてのご質問であります。利用者等の状況の調査とその結果や評価の公表については、市町村において、介護保険法等に基づき、被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するため、在宅介護実態調査等を実施しており、その結果を踏まえ、必要なサービスが提供される体制の整備やその目標等を盛り込んだ介護保険事業計画を策定し公表することとなっているところであります。

また、介護サービス事業所の実態等については、国において経営実態の調査や介護従事者の処遇状況等の調査を行っており、その調査結果を踏まえ、制度の見直しや報酬の改定が行われているところであります。

こうしたことから、県として調査することは考えていないところであります。

(森協議員)

知事ありがとうございました。高校の奨学金制度については要望とさせていただきたいのですが、先ほど公明党の高橋議員の質問の中でも、奨学金のための給付金制度があったとしてもなお自己負担が残るといふ答弁(平均 25 万 3000 円の自己負担が給付を受けることで 12 万 4000 円から 22 万 1000 円に減額されている)がありましたし、この適用を受けている方は 12.5%

(4800人)ということですから、なお自己負担が非常に大きなものが残っているということなんですよ。安心して勉強に取り組むためにも、ぜひ返済不要の奨学金制度を県としても検討して頂きますように、これは要望とさせていただきます。

続いて大学のUターン就職に関わって質問したいと思うんですけども、返済を支援する中小企業に対して支援をするという事は、非常にうれしい事で、これは大いに評価したいと思っております。ありがとうございます。ちょっと細かい質問になるんですけども、現時点で支援している中小企業があるとすれば、どのくらいあるのかという事と、来年度県が支援するという事になった場合に、さらに増える可能性もあるんじゃないかと思うんですが、増えて頂きたいと思うんですが、その見通しなどについて教えて頂きたいと思います。

(知事)

細かい質問になりますので、部長に振りますけれども、部長がわかっているかどうか、ちょっとわかりません。とりあえず、はい。

(産業労働部長)

企業の奨学金返還に関する助成制度という事で今検討しているところでございます。企業からはですね、東京から人(大学卒業生)をとりたいのだけれどなかなか難しいという声もたくさん聞いている中でですね、こういった制度が必要かと考えているところでございます。ご質問のそれを設けている企業がいくらあるかという事ですが、申し訳ありませんが今把握ができておりません。ただ今後検討していく中でそういった実情もですね、色々把握して現状の人手不足解消につながるような制度を考えていきたいと思っております。以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。中小企業の経営というのはそんなに豊かなものじゃないと思いますので、大変厳しい中で、優秀な人材を中小企業に呼び込もうという狙いもあってのことだと思いますけれども、中小企業がそのような支援をして下さるということに、まさに敬意を表したいと、中小企業に対して敬意を表したいと思っておりますけれども、多くの所でこの制度が利用できるようにして頂きたいという事もお願いしたいと思っております。

今年の成人式にですね、来られた若い人たちに、新成人の方たちにアンケートをお願いしました。結構答えてくださいますね、関心事はなんですか、という質問で、平和の問題だとか、あるいは就職の問題だとか、奨学金の問題だとかそういう所から選択してもらったんですけども、一番たくさん関心が寄せられたのは、やはり奨学金なんですね。それと賃金。賃金が低い。そのために奨学金の返済が非常に困難になっているという具体的なお話も伺いました。で、中小企業が取り組んだところで県の助成をすると、これはまた一定の評価をするところですけども、同時にその事業を取り組まなければ、取り組まない企業に就職した人にはこの制度は回ってこない訳ですよ。もう一步、二歩と踏み込んで頂いて、中小企業、協力して頂ける岡山県内、経済界の方々から拠出して頂いた資金、そしてそこに県から拠出して基金をつくり、県内に就職した若者たちを支援するような、奨学金返還を支援するような制度にできないか、そういう検討というのはどうでしょ

うか。ぜひ検討して頂きたいのですが。お願いします。

(知事)

奨学金返済支援に取り組もうとしている姿勢は評価するけれども、中小企業が意欲を見せなければ支援しないということではなく、もっとそういう意欲を今持っていないところもしっかり肩を押してはどうかということでございます。で、これは本当に世の中、これもおきたい、あれもおきたいということは多々あるわけございまして、高校生の進学に関して、あるいは大学生の進学に関して、意欲ある、能力ある学生であれば経済状況をあまり心配せずにできるようにしたい、というのは、これは幅広く共感が得られる考え方だと私は信じております。で、色々なことを手掛けているところでありますけれども、その今、そういう意欲を現に有していない所にそういう事をさせようとしても、本当にどれくらい実行性のある取り組みになってくれるのか、限られた資源を投入する先として正しいのかということは懸念があらうかと思えます。ぜひ、まず色々な我々の考えていることを普及し、で意欲を持って取り組んで頂けるようにしていくことが大事なのかなと思っております。

(森協議員)

申し訳ありません、ちょっと質問の趣旨が違いましてですね、(今考えておられる制度は)中小企業としてその制度を設けた所に就職した学生はその恩恵を受ける訳ですけども、その制度がない所に就職したら、やはり奨学金を返さなければいけない、という事になる訳ですね。ですから、広く中小企業に協力資金、まさに寄付金のようなものを募って集めた資金と、そして県から拠出した財源でもって、県下どの中小企業に就職しても一定の条件がクリアできれば、返還を支援するような仕組みにしていくという事が出来ないでしょうか。だから拠出した企業だけじゃなくて、多くの中小企業、どこであっても一定の条件を決めて支援ができるような制度にならないかと、そういう意味です。

(知事)

制度の問題ということで、部長から詳しく答弁させます。

(産業労働部長)

お答え致します。こういった制度は色々なパターンがあると考えております。担当部レベルですけれども、他の県の取組みとかをずっと議論してきたところでございます。他県においてもですね、そういった、議員仰るように基金を設けてその中で助成をしている例も多々見受けられるところでございます。岡山県としてどういう形がいいのか、ということも色々考えられる中でですね、まずはそういった企業が取り組めるところに、県が支援していくという形から始めていこうかと思っております。まだまだ、どのような成果が表れるかこれからの話なので、できるだけその企業にも参加してもらいたいということで、これから取り組もうかなと思えますけれども、そういった色々な事も含めまして今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

(森協議員)

ありがとうございました。奨学金の返済が重荷になって結婚が遅れたり出産が遅れる、そういう影響も出てくると思いますので、少子化対策という点からも、当面今考えられている事業をしっかりと成功させていただくという事と合わせて、新たな事業としても検討して頂きたい、ということをお願いしておきたいと思います。

それで、4番目の国民健康保険制度について、県の新たな財政繰り入れを検討して、考えていないという事なんですけれども、国民健康保険制度というのはこれまで議論してきましたように、低所得の方が多いということで、構造的なそういう問題を抱えている制度でありまして、にもかかわらず、国庫負担が以前から比べるとずっと減り続けているというのも、一つの特徴なんです。市町村ができるだけ保険料を増やさないようという事で、これまで一般財源からの繰り入れをおこなってきた所もたくさんあります。その分、国の新たな補助金でやるんだってことにはなっている訳なんですけれども、それでも先日発表された試算額によると多くの市町村で保険料が上がるという事態になっています。激変緩和という観点から一定期間だけでも県の支援を検討するべきじゃないかという事を、強く思っている訳なんですけれども、激変緩和という点からいかがでしょうか。

それと、もし分かれば教えてください。これまで県が特定健診への補助金を支援してこられました。これは継続されるということによろしいでしょうか。お願い致します。

(知事)

激変緩和について、特定健診への対応について、部長から答弁させます。

(保健福祉部長)

森協議員の再質問にお答えします。

まず激変緩和措置ということで、県の例えばその単独の支援というものもあるのではないかと、いうことについてお答えします。これは、知事の方からもお答えしましたけれども、引き続き法で規定された県費というのはしっかり投入されるという事と共に、国自体、交付される公費が拡充されておりますので、そういう意味では理論上、医療費の自然増というのを除いては、制度改革により保険料負担が増えるという事はないと、いう事もございますので、しかも激変緩和措置ということで今回制度改革で非常に上がる、普通の医療費の増減よりもさらに上がるような市町村に対しての、頭止めの激変緩和というのは国にも要望して、国としても制度として容認いたしておりますので、そういう意味で激変緩和措置というのは一定程度なされているなど、いう風に思っております。

もう一点目が特定健診への、補助という事でございます。ご指摘のように、特定健診によることで健康、予防するという事により医療費の適正化を図っていくという役割も必要になってきます。ということで、特定健診あるいは特定健診をしやすい受診環境づくりといったものに対して、努力者支援制度ということで、国の方も市町村の取組み状況によって差をつける、あるいは県全体としてもその差をつけるということで、そういう意味では県も医療費適正化にも資するような特定健診の受診率の向上も含めて、そういうような助成というのは、引き続き行って参りたいと存じており

ます。以上でございます。

（森協議員）

ありがとうございました。激変緩和の措置、国においてされているということだったと思うんですけれども、実際問題として、先日発表された県から市町村に求める納付額ですね、これから計算すると一定程度上がる自治体の方が多いわけですよ。自治体によってはかなり上がるのではないかとこの事にもなっておりますので、ぜひその実態も良く見て頂いて今後の検討課題にして頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

夜間中学について質問させて頂きたいと思っております。学びの場、学びなおしの場が必要という結論を出されたということで、今後は自主夜間中学やさらには市町村で取り組んでいるところとの連携という風に理解したのですが、文部科学省がすべての人達に対する生涯学習の保障、学びの保障という観点から、今回の夜間中学の実施に道が開いたものと私理解しているのですが、色々な形で市町村が取り組んでいるのであれば、それをより発展させるという形、あるいは県としてもっと主導的にですね、設置していく方向をさらに一歩二歩と検討していく必要があるんじゃないかと。今のままだったら、私にはですね、来年度になったら何か動くのかなという思いだけが募るんですよ。具体的に、目に見えるような形で何か取り組まれる必要があるのかなのか、もう一度お答えいただきたく思います。

（教育長）

お答え致します。昨年度と本年度で、ニーズ調査をやらさせて頂いて、実際確実なニーズという風に判断できるものというのは5件ほどあったと、ということでありますけれども、まあしかし、中でもその人たちが求めている内容というのは、様々なものがありますので、本当に夜間中学のような形のものが望ましいのか、あるいは、夜間中学のような形ではなくて、ある程度教科も限られていて学びなおしができればいいんだと、いったような公民館でやっているようなものとか、そういう風な様々なものがありますので、やはり、もっとはっきりと夜間中学というようなもので学びたいというニーズを持った人が、もっと増えてくるという状況が必要ではないかなと思っております。学校設置にむけては、尚、学校設置するという事は、これは基本的に市町村の仕事という事になる訳ですが、その前段階として我々が今ニーズ調査をしたと、それから学びなおしの場ということも現実にあると。だから今後県教委として、あるいは市町村教委と一緒に、何が必要なかという事を来年度は検討していく、ということでありますので、さらにその次を目指して、何をするか、というのを検討する。実地をみながら検討していく、という風に考えております。以上です。

（森協議員）

5件あったということで、11月議会の答弁でもそういう事だったと思うのですが、私は文科省が言っているのは、1件でもニーズがあれば、そこに向けた開校の準備をするという風に理解

しているんですね。そうじゃなければ、それを設置したところでは、色んな学びができるのだけでも、無いところではできないということになってしまいますので、まさに学習権、教育権の保障という点から見れば、岡山県は遅れた県になってしまうというふうには言わなければなりません。すぐに県立で難しいという事であれば、例えば今お話にあった公民館だとか、あるいは自主夜間中学もすでに開校されている訳ですが、その教育内容を縛るということは無しに、今自主的にやっている条件をしっかりと活かしてもらいながら、財政的に支援をしていこうとか、そういうつもりはないんでしょうか。設置に向けた準備の在り方を検証するというその一環になると思うんですけども、そういう点で国の予算が使えないのか検討しても良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

(教育長)

今現在、県内で取り組んでいるところへの支援をしたらどうかということでもありますけれども、現実に色々な、数はそんなに多くありませんけれども、そういった施設がどのような活動をしてあって、そして例えば県教委にこういった支援が必要なのかといったようなことについては、今後把握をしていかなければならないという風に思います。財政的な支援ということで、国の予算を活用というようなお話もありましたが、国の事業につきましては、岡山県がこれまでやってきたニーズ調査とか、研究委員会を設けてニーズ調査をするといったようなことについての予算はあるし、もう一つは直接、すぐに夜間中学を作るという事を大前提とした取組みならば予算が活用できるということで、本県がやってきたようなことに、それは国の費用が活用できないというような答えを頂いております。以上でございます。

(森脇議員)

ぜひ引き続き、自主夜間中学あるいは公民館などでやっているところ、数がそんなに多くないのであれば、生の声をしっかりと聴いて頂いて、ただその財政支援に結びついたら、その教育内容まで縛ることになれば、それは本末転倒だと思いますので、自主的な活動をきちんと保障した上での支援を、要望するところがあれば、ぜひ積極的に支援をして頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。今後の検討課題としてください。

それと、正規教員の確保の問題なのですけれども、今現在、講師として働いている人たちは、決して、質問でも言いましたけれども、教師としての質の点から劣るものではないと思っておりますけれども、ところが、一生懸命教育に取り組むがあまり、採用試験への勉強ができない中で、何年も講師を続けなければならないという方もいると思うんですよね。そういう現場の声っていうのはこれまで聞かれていると思いますが、それを聞いた上での先ほどの答弁なのでしょうか。その点もう一度お願いしたいと思っております。以上です。

(教育長)

お答え致します。

講師経験者、あるいは校長等々の意見をお聞きしまして、先ほど申し上げましたように、前年度

の採用試験で1次試験を合格した人、なおかつ、現在岡山県で常勤講師とか非常勤講師をしている、かつ、校長が推薦したものについては1次試験を免除するという事で、現に講師として働いていて忙しいという声があったので、そういう軽減策はとっております。以上です。